

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年6月28日
【会社名】	プロパティエージェント株式会社
【英訳名】	PROPERTY AGENT Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中西 聖
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿六丁目5番1号 新宿アイランドタワー41階
【電話番号】	03-6302-3011
【事務連絡者氏名】	取締役 岩瀬 晃二
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿六丁目5番1号 新宿アイランドタワー41階
【電話番号】	03-6302-3627
【事務連絡者氏名】	取締役 岩瀬 晃二
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2023年6月27日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日  
 2023年6月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件  
 イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額  
 1株につき金40円 総額 290,788,920円  
 ロ 効力発生日  
 2023年6月28日

第2号議案 株式移転計画承認の件

当社は、2023年5月24日開催の当社取締役会において、2023年10月2日(予定)を効力発生日として、当社を株式移転完全子会社とする単独株式移転の方法により、純粋持株会社(完全親会社)である「ミガロホールディングス株式会社」(英文:MIGALO HOLDINGS Inc.、以下「持株会社」という。)を設立し、持株会社体制へ移行することについて、本株式移転に関する株式移転計画(以下「本株式移転計画」という。)を作成の上、決議いたしました。本議案は、本株式移転計画について、ご承認をお願いするものであります。

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役として、中西聖、村田貴志、岩瀬晃二、井河元広及び黒田恵吾を選任するものであります。なお、井河元広及び黒田恵吾は社外取締役候補者であります。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役として、長島良一、中川紘平及び金誠智を選任するものであります。なお、長島良一、中川紘平及び金誠智は社外監査役候補者であります。

第5号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2015年6月26日開催の第12回定時株主総会において、年額200,000千円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)、監査役報酬額は、2014年6月25日開催の第11回定時株主総会において、年額15,000千円以内とご承認いただいておりますが、その取締役及び監査役の報酬額の改定をお願いするものであります。報酬額につきましては、取締役の報酬額を年額300,000千円以内、監査役の報酬額を年額30,000千円以内にそれぞれ改定させていただきたいと存じます。また、取締役の報酬額には、従来通り使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものとしたしたいと存じます。なお、第3号議案及び第4号議案が原案通り承認可決されますと、取締役の員数は引き続き5名(うち社外取締役2名)、監査役の員数は3名となります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)	
第1号議案 剰余金の処分の件	51,528	162	-	(注)1	可決	99.69
第2号議案 株式移転計画承認の件	51,400	289	-	(注)2	可決	99.44
第3号議案 取締役5名選任の件						
中西聖	48,763	2,924	-	(注)3	可決	94.34
村田貴志	50,883	804	-	(注)3	可決	98.44
岩瀬晃二	50,872	815	-	(注)3	可決	98.42
井河元広	50,808	879	-	(注)3	可決	98.30
黒田恵吾	50,864	823	-	(注)3	可決	98.41
第4号議案 監査役3名選任の件						
長島良一	51,447	242	-	(注)3	可決	99.53
中川紘平	51,461	228	-	(注)3	可決	99.56
金誠智	51,463	226	-	(注)3	可決	99.56
第5号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件	51,152	537	-	(注)1	可決	98.96

(注)1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。  
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。  
 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由  
 本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

以上